

監査報告書

令和8年4月28日

公益社団法人横浜南法人会

会長 木田 哲朗 殿

監事

石川 隆

監事

巻 幡 直美

監事

至 田 勝 紀

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の、理事の職務執行状況及び計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録)を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

私たちは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

更に、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳などの実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

以上の方法及び検討に基づき、私たちは意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断しています。

2、監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア、事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ、理事の職務の執行に関する不正行為、または法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。